

教 育 委 員 会 定 例 会

日 時：令和3年8月30日(月)
午後1時30分～午後2時00分
場 所：防災コミュニティセンター205会議室

出席者：教育長 菅沼浩行 教育委員 小松泰子、貴田太史、西山清和、山田貴子

事務局及び出席者 富士川参事、遠藤学校教育課副課長、石井指導主事、
青木社会教育課長、大滝図書館長、二見美術館副館長
菅沼管理係長、西山社会教育課係長

菅沼教育長 皆さん、こんにちは。お忙しい中ご参集いただき、ありがとうございます。
山田委員は遠隔により、本日出席となります。ただいまの出席者数は5名です。地方
教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しており
ますので、これより令和3年湯河原町教育委員会8月定例会を開会いたします。本日
の議事日程は、お手元に配布のとおりです。会議録署名委員は会議規則第35条の規
定により、西山委員、小松委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。
それではまず、非公開とする案件につきまして、お諮りいたします。(2)協議事
項 協議第21号 子どものマスク着用に関する要望書についてにつきましては、未
確定な要素を含む案件でございます。協議第23号 令和3年度9月補正予算(第3
号)(案)についてにつきましては、町長に意見を申し出る案件でございますので、
会議を非公開としたいと考えますが、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それでは、異議がないものと認め、この2件につきましては、地方教育行政
の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1
項の規定により、非公開といたします。

議事録の承認

令和3年7月教育委員会定例会議事録の承認について

菅沼教育長 次に、議事録の承認に入らせていただきます。令和3年7月教育委員会定例
会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

菅沼管理係長 それでは、お手元の令和3年7月教育委員会定例会議事録をお願いいたし
ます。

※ 修正なし

菅沼教育長 説明が終わりました。議事録につきまして、何か質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 ないようでしたら、令和3年7月教育委員会定例会議事録の承認については、
承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それではご異議がないものと認め、令和3年7月教育委員会定例会議事録に
ついては承認されました。

案 件

(1) 議決事項

議案第8号 専決処分の承認について

菅沼教育長 次に、案件に入らせていただきます。(1) 議決事項 議案第8号 専決処分の承認についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。菅沼管理係長 議案第8号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第8号 専決処分の承認について 説明)

・湯河原町立小中学校の臨時休業について

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第8号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第9号 専決処分の承認について

菅沼教育長 次に、議案第9号 専決処分の承認についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼管理係長 議案第9号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第9号 専決処分の承認について 説明)

・湯河原町立幼稚園の臨時休業について

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第9号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり承認されました。

(2) 協議事項

協議第20号 町立幼稚園及び小・中学校のあり方について

菅沼教育長 次に、(2) 協議事項 協議第20号 町立幼稚園及び小・中学校のあり方についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

石井指導主事 協議第20号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第20号 町立幼稚園及び小・中学校のあり方について 説明)

・検討開始の経緯、適正規模及び適正配置 等

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。今回の資料の「7 今後の予定(案)の令和3年度から令和6年度について」は、7月の協議内容と変わっておりません。そのスケジュール感の中で、今回少し踏み込んだと言いますか、検討開始の経

緯、どのようなやり方をしていくのか、文部科学省が出している適正な配置や距離、小規模・大規模のメリット・デメリットについて表示させていただくと同時に、児童・生徒の現状、将来の分析について、今回資料を出させていただきました。この中で、今後少しずつ進めていくわけですが、何か質疑等はございますか。

西山委員 資料の中に、小規模・大規模な園・学校のメリット・デメリットが書かれておりますが、本町の3つの小学校については、各学年が2～3学級という編制が考えられるとしたら、いまの基準でいくと、小規模なのか中規模なのか、大規模とは思いませんが、教えていただけますか。

石井指導主事 国から出た表の中にも、2～3学級が適正配置となっておりますので、2ということは中規模と考えていいと思います。小規模というのは、たぶん1学級を指すのではないかと思います。

菅沼教育長 今回は、検討を始める経緯であったり、文科省から表示されているものを出しておりますので、これから少しずつ、具体的な方法について検討していかなければならないと思っております。次回につきましては、「活力ある幼稚園、小学校及び中学校とは」とか、「魅力ある湯河原の教育、幼稚園、小学校及び中学校とは」、この辺について、事務局案をどのように考えていくのかということを示していきたいと思っております。先だつての町の校長会の方にも、この資料と同じようなものを出して、学校現場の先生方として、湯河原町で教師として授業を行っている中で、湯河原町の魅力ある学校・活力ある学校というのをどのように考えているかということについて、ぜひご意見をいただきたい旨を投げかけております。その意見や事務局で考えたものを、次回以降、協議していきたいと思っております。

他に何か質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第20号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第22号 就学援助費（新入学用品費）の入学前支給について

菅沼教育長 次に、協議第22号 就学援助費（新入学用品費）の入学前支給についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いいたします。

菅沼管理係長 協議第22号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第22号 就学援助費（新入学用品費）の入学前支給について 説明）

・令和4年度の小学校新1年生

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。この案内と届け出用紙をお配りして、年内に出していただき、来年2月末に振込予定となっております。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第22号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第24号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について

菅沼教育長 次に、協議第24号 湯河原町教育委員会後援等承認申請についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

西山社会教育課係長 協議第24号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第24号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について 説明)

・日本子ども虐待防止学会第27回学術集会かながわ大会

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第24号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第25号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について

菅沼教育長 次に、協議第25号 湯河原町教育委員会後援等承認申請についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

西山社会教育課係長 協議第25号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第25号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について 説明)

・PAUL STAR FESTIVAL

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第25号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

(3) 報告事項

ア 令和3年度湯河原町立小・中学校の修学旅行について

菅沼教育長 次に、(3) 報告事項 ア 令和3年度湯河原町立小・中学校の修学旅行について、事務局から報告をお願いします。

遠藤学校教育課副課長 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、ア 令和3年度湯河原町立小・中学校の修学旅行について 報告)

・小学校→再延期、中学校→実施の有無を検討中

菅沼教育長 報告が終わりました。中学校につきましては、10月1日・2日に実施する

というのは、恐らく現実的に厳しいんじゃないかと思っております。今後どうするか早急に決定し、保護者にお知らせさせていただきます。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

イ 学童保育所における新型コロナウイルスの対応について

菅沼教育長 次に、イ 学童保育所における新型コロナウイルスの対応について、事務局から報告をお願いします。

西山社会教育課係長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、イ 学童保育所における新型コロナウイルスの対応について 報告)

・小田原保健福祉事務所の指導、教育委員会の対応

菅沼教育長 報告が終わりました。教育委員会事務局といたしましても、早め早めの対応ということで、小田原保健福祉事務所さんの指導をいただきながら、その前に閉所を決定させていただきました。2例目の場合は、保健福祉事務所により、拡大PCR検査もしていただきました。一生懸命指導していただき、大変ありがたいと思っております。今後、学校が始まりますので、どうなるかということはあると思いますが、あくまでも基本的には保健福祉事務所さんの指導のもと、学童・学校ともにやっていきたいと考えております。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

(4) その他

菅沼教育長 (4) その他ですが、委員の皆さん、何かございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 事務局から何かございますか。

事務局 なし

菅沼教育長 それでは、以上をもちまして、本日の秘密会を除く日程はすべて終了いたしました。